

◆不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛

特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、
必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や
健康の維持のために必要な場合を除く)

※すべて令和3年2月8日から令和3年3月7日まで

「静美食」 ～静かに食材の味を楽しみ礼儀良く美味しく食べる～

静美食

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

要請内容

営業時間の短縮、酒類提供時間の短縮

要請期間

令和3年 **2月8日** (月) から 令和3年 **3月7日** (日) まで
午前 0時 午後 12時

地 域

県内全域

対象業種

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）
遊興施設等：バー、カラオケボックス等（飲食店営業許可取得店舗）
※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

営業時間

午前 5時から午後8時まで

酒類提供時間

午前 11時から午後7時まで

感染症対策

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び
業種別ガイドラインを使用・遵守し、**感染症対策を徹底**

埼玉県感染防止対策協力金(第5期)について

- 営業時間・酒類提供時間短縮要請にご協力いただいた事業者に感染防止対策協力金を支給します
- 要請期間終了（3月8日）後、速やかに受付を開始し、迅速に協力金がお手元に届くよう努めます
- 第4期（1月12日～2月7日要請分）については、2月8日から申請受付予定
- 第5期（2月8日から3月7日まで）

支給額 168万円／店舗（2月8日から3月7日まで全て協力した場合）

- * 弾力的運用 2月8日に間に合わない場合でも、協力開始日から3月7日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給
- * 要請期間 3月7日前に緊急事態宣言が解除され、要請期間が短縮となった場合は、要請期間最終日までの協力日数に応じて支給

イベントの取扱いについて

(特措法第24条第9項)

分 類	内 容
収容人数10,000人を 超える施設でのイベント	◆イベントの参加人数 は、 5,000人 を 上限 とする。 (ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)
収容人数10,000人 以下の施設でのイベント	◆イベントの参加人数 は、 収容率50% を 上限 とする。 (ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)
営業時間	◆午後8時 までに 短縮 していただくよう お願い する。

令和3年2月8日から令和3年3月7日まで

事業者の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆**テレワークの徹底** 目標値：出勤者数を7割削減

◆**在宅勤務・時差出勤の徹底**

◆事業の継続や時差出勤に**必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制**

◆**職場・寮における感染防止策の徹底**

◆従業員への基本的な**感染防止策の徹底**や、**会食自粛**等の呼びかけ

<事業者の皆様への協力要請>

◆全ての**イルミネーション**の早めの**消灯**